

(様式4)

公立病院改革プランの概要

団 体 名	北海道木古内町						
プ ラ ン の 名 称	木古内町病院改革プラン						
策 定 日	平成 21年 3月 24日						
対 象 期 間	平成 21年度 ～ 平成 30年度						
病院の現状	病 院 名	木古内町国民健康保険病院					
	所 在 地	北海道上磯郡木古内町字本町708番地					
	病 床 数	一般病床99床					
	診 療 科 目	内科・外科・整形外科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科・婦人科・泌尿器科・歯科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>○今後も引き続き、木古内町振興計画の柱である「保健・医療・福祉のまちづくり」を推進するため、医療を中心とした保健、福祉介護サービスが一体となった包括的なケア体制における中心的役割を担っていく。</p> <p>○地域住民が求める救急告示病院として、引き続き24時間診療体制を確保するとともに、北海道が策定した「自治体病院広域化・連携構想」で位置づけられた、渡島西部地域における基幹病院として1.5次医療を提供していく。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<ol style="list-style-type: none"> 1 病院の建設改良に要する経費 2 リハビリテーション医療に要する経費 3 小児医療に要する経費 4 院内保育所の確保に要する経費 5 救急医療の確保に要する経費 6 高度医療に要する経費 7 保健衛生行政事務に要する経費 8 経営基盤強化対策に要する経費 <ol style="list-style-type: none"> ① 不採算地区病院の運営に要する経費 ② 医師及び看護師の研究研修に要する経費 ③ 病院事業の経営研修に要する経費 ④ 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費 9 児童手当に要する経費 					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度見込	21年度	22年度	23年度	24年度
	経常収支比率	100.1%	100.1%	98.9%	84.1%	92.7%	93.1%
	医業収支率	90.3%	91.5%	92.0%	78.9%	87.5%	88.0%
	職員給与費比率	62.9%	60.4%	57.0%	54.1%	53.8%	53.6%
	病床利用率	53.4%	71.7%	72.7%	77.8%	77.8%	77.8%
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	経常収支比率	93.0%	93.8%	94.4%	96.0%	99.2%	104.4%
	医業収支率	87.8%	88.6%	89.3%	90.4%	93.6%	95.1%
	職員給与費比率	53.2%	53.0%	51.7%	51.2%	51.3%	50.1%
	病床利用率	77.8%	77.8%	77.8%	77.8%	77.8%	77.8%
上記目標数値設定の考え方		○現在、新病院を建設中であり平成22年度に開院する予定のため、減価償却費が大幅に増えることから、単年度決算において、収支均衡を図るのは非常に厳しい状況にある。このため、改革プランの計画期間を10年間とし、最終年度の平成30年度までに経常収支における黒字決算を目指す。(経常黒字化の目標年度:平成30年度)					

				団体名 (病院名)	北海道木古内町 (木古内町国民健康保険病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度見込	21年度	22年度	23年度	24年度	
	1日平均入院患者数	75.3人	69.8人	72.0人	77.0人	77.0人	
	一人1日平均入院収益	24,791円	28,100円	28,100円	28,100円	28,200円	
	1日平均外来患者数	206.5人	190.0人	195.0人	205.0人	205.0人	
	一人1日平均外来収益	9,946円	10,604円	10,641円	11,068円	11,073円	
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	1日平均入院患者数	77.0人	77.0人	77.0人	77.0人	77.0人	
	一人1日平均入院収益	28,300円	28,300円	28,300円	28,300円	28,300円	
	1日平均外来患者数	205.0人	205.0人	205.0人	205.0人	205.0人	
	一人1日平均外来収益	11,068円	11,068円	11,068円	11,068円	11,068円	
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	○平成7年度以降取り組んできた、病院経営健全化計画において取組済みである。 ○平成25年度を目処に、収支均衡が図られない場合は経営形態の見直しを検討する。					
	事業規模・形態の見直し	○平成20年度に一般病床を141床から99床へ削減し病床利用率の向上を図った。 ○経営形態の見直しについては、計画期間内の前期である平成25年度までに計画の検証とあわせて検討していく。					
	経費削減・抑制対策	○平成7年度以降、病院経営健全化計画を実施するなか経費の抑制に取り組んできた(詳細は別添の「改革プラン素案」を参照)。今後も、継続することで経営の健全化に努めていく。					
	収入増加・確保対策	○平成22年度より人工透析外来を開設し収益の向上を図る。 ○平成22年度以降、診療圏域である知内町・福島町への患者送迎用無料バスを運行し、患者数の増加を図る。 ○平成22年度にオーダーリングシステムを導入し、会計時等における待ち時間解消を図り、患者サービスの向上を図る。あわせて、電子カルテの導入により効率的業務の展開を図る。					
	その他	○平成21年度において、改革プランの実効性を高めるため「改革展開プラン」を策定し組織改革と意識改革を実行する。組織改革は、①クリティカルパスの再設計、②診療科の連携、③退院後の支援体制を行う等、チーム医療を展開し、良質な医療を提供していく。意識改革では、①職員研修の充実、②PDCAの導入、③BSCの導入を検討する等で、職員参加型改革を目指す。					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	72.4%	18年度	58.2%	19年度	53.4%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	○平成20年4月に、療養環境加算の取得等による収益の向上を図るため病床数を141床から99床へ変更した。 ○平成22年5月開院予定で新病院の建設事業に着手している。					

団体名 (病院名)	北海道木古内町 (木古内町国民健康保険病院)
--------------	---------------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	南渡島医療圏における、公立病院と病床数は次のとおりであり、中核病院である市立函館病院までは自動車です約50分の距離にある。 ①市立函館病院734床 ②市立函館恵山病院 60床 ③市立函館南茅部病院 59床 ④森町国保病院 87床 ⑤松前町立松前病院100床		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	北海道が策定した「自治体病院等広域化・連携構想」では、函館市・北斗市・七飯町・鹿部町・森町・奥尻町・知内町・福島町・松前町の2市7町とで連携区域とされている。しかし、中核病院の医療機関が所在する函館市までの距離が遠いため、松前・福島・知内及び木古内がサブ地域として位置づけされている。今後は、サブ地域における中心的病院として、1.5～2次医療を提供していきたい。		
経営形態見直しに係る計画	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> ○平成25年度	<内容> ○平成20年8月に設置がされた「南渡島地域における自治体病院等広域化・連携構想に係る検討会議」での検討結果を踏まえ、改革プランの前期最終年度の平成25年度までに一定の結論を出したい。	
	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
点検・評価・公表等	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> ○平成25年度	<内容> ○改革プランで策定した収支計画で事業遂行ができる場合は、経営形態の見直しは行わない。ただし、毎年の検証において計画変更が必要と判断した際は、地方公営企業法の全部適用や地方独立行政法人化、指定管理者の導入を含め検討する。	
その他特記事項	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	○決算が確定した後、改革展開プランで設置する「運営会議」で検証を行い、既存の諮問機関である「木古内町国民健康保険病院運営審議会」に報告を行い評価する。 【運営会議構成予定メンバー】 病院長・医局長・事務長・総看護師長・経営管理G主査(経理担当)・医療事務G主査		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	○毎年度の決算が確定する9月末日までに運営会議で検証を行い、その後諮問機関へ報告し翌年3月までに町政広報や町ホームページ等で公表する。		

(別紙)

団体名 (病院名)	北海道木古内町 (木古内町国民健康保険病院)
--------------	---------------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
収入	1. 医業収益 a	1,358	1,312	1,331	1,408	1,516	1,516
	(1) 料金収入	1,272	1,236	1,256	1,298	1,400	1,401
	(2) その他	86	76	75	110	116	115
	うち他会計負担金	46	41	45	80	79	78
	2. 医業外収益	186	173	161	151	169	164
	(1) 他会計負担金・補助金	162	145	125	111	129	129
	(2) 国(県)補助金						
	(3) その他	24	28	36	40	40	35
	経常収益(A)	1,544	1,485	1,492	1,559	1,685	1,680
	支出	1. 医業費用 b	1,512	1,453	1,454	1,530	1,922
(1) 職員給与費 c		829	825	804	802	820	816
(2) 材料費		367	345	359	388	425	414
(3) 経費		281	251	261	312	330	335
(4) 減価償却費		32	29	27	25	164	164
(5) その他		3	3	3	3	183	3
2. 医業外費用		30	31	36	47	82	81
(1) 支払利息		2	2	3	9	37	37
(2) その他		28	29	33	38	45	44
経常費用(B)		1,542	1,484	1,490	1,577	2,004	1,813
経常損益(A)-(B)(C)	2	1	2	△18	△319	△133	
特別損益	1. 特別利益(D)						
	2. 特別損失(E)	2	1	2	3	3	3
	特別損益(D)-(E)(F)	△2	△1	△2	△3	△3	△3
純損益(C)+(F)	0	0	0	△21	△322	△136	
累積欠損金(G)	0	0	0	△21	△343	△479	
不良債務	流動資産(ア)	856	872	855	708	720	607
	流動負債(イ)	68	95	91	91	91	91
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)						
差引不良債務(オ)	{(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}						
単年度資金不足額(※)							
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	100.1	100.1	100.1	98.9	84.1	92.7	
不良債務比率 $\frac{(イ)}{a} \times 100$							
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	89.8	90.3	91.5	92.0	78.9	87.5	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	61.0	62.9	60.4	57.0	54.1	53.8	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率							
病床利用率	58.2	53.4	71.7	72.7	77.8	77.8	

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	76	49	5	1,891	9	9
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	4	9	9	8	9	40
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金	3	3	7	74	3	3
	7. その他						
	収入計 (a)	83	61	21	1,973	21	52
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)			37	347		
純計(a)-{(b)+(c)} (A)	83	61	58	2,320	21	52	
支 出	1. 建設改良費	79	52	48	2,449	12	12
	2. 企業債償還金	6	16	16	16	17	80
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他	4	2	2	5	2	101
	支出計 (B)	89	70	66	2,470	31	193
差引不足額 (B)-(A) (C)	△ 6	△ 9	△ 8	△ 150	△ 10	△ 141	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金						
	2. 利益剰余金処分量	△ 6	△ 9	△ 8	△ 150	△ 10	△ 141
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
	計 (D)	△ 6	△ 9	△ 8	△ 150	△ 10	△ 141
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		37	347				
実質財源不足額 (E)-(F)							

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(95,418)	(169,767)	(119,869)	(190,478)	(207,171)	(207,285)
	207,941	177,614	170,641	190,478	207,171	207,285
資 本 的 収 支	(3,517)	(8,668)	(8,690)	(8,077)	(8,241)	(8,504)
	3,517	8,668	8,690	8,077	8,504	40,471
合 計	(98,935)	(178,435)	(128,559)	(198,555)	(215,412)	(215,789)
	211,458	186,282	179,331	198,555	215,675	247,756

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(別紙1)

団体名 (病院名)	北海道木古内町 (木古内町国民健康保険病院)
--------------	---------------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度						
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収	1. 医業収益 a	1,518	1,520	1,523	1,529	1,521	1,523	1,528
	(1) 料 金 収 入	1,403	1,405	1,407	1,413	1,405	1,407	1,412
	(2) そ の 他	115	115	116	116	116	116	116
	うち他会計負担金	78	78	79	79	79	79	79
	2. 医業外収益	163	164	162	161	160	158	157
	(1) 他会計負担金・補助金	128	128	127	125	124	123	122
	(2) 国(県)補助金							
	(3) そ の 他	35	36	35	36	36	35	35
	経 常 収 益 (A)	1,681	1,684	1,685	1,690	1,681	1,681	1,685
	入	1. 医業費用 b	1,725	1,731	1,719	1,713	1,682	1,627
(1) 職 員 給 与 費 c		813	809	807	791	779	781	766
(2) 材 料 費		415	415	416	418	415	416	419
(3) 経 費		329	38	327	335	324	333	323
(4) 減 価 償 却 費		165	166	166	166	160	94	96
(5) そ の 他		3	3	3	3	4	3	3
2. 医業外費用		80	79	77	75	69	67	64
(1) 支 払 利 息		37	35	33	31	28	26	23
(2) そ の 他		43	45	34	44	41	41	41
出 経 常 費 用 (B)		1,805	1,810	1,796	1,788	1,751	1,694	1,671
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	△ 124	△ 126	△ 111	△ 98	△ 70	△ 13	14	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)							
	2. 特 別 損 失 (E)	3	3	3	3	3	3	3
	特別損益(D)-(E) (F)	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3
純 損 益 (C)+(F)	△ 127	△ 129	△ 114	△ 101	△ 73	△ 16	11	
累 積 欠 損 金 (G)	△ 606	△ 735	△ 849	△ 950	△ 1,023	△ 1,039	△ 1,028	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	594	530	476	454	456	449	468
	流 動 負 債 (イ)	91	91	91	91	91	91	91
	うち一時借入金							
	翌年度繰越財源(ウ)							
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額							
	差引不良債務(オ) [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]							
単年度資金不足額(※)								
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	93.1	93.0	93.8	94.5	96.0	99.2	100.8	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(イ)}{(ア)} \times 100$								
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	88.0	87.8	88.6	89.3	90.4	93.6	95.1	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	53.6	53.2	53.0	51.7	51.2	51.3	50.1	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)								
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$								
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率								
病 床 利 用 率	77.8	77.8	77.8	77.8	77.8	77.8	77.8	

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度						
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収 入	1. 企業債		9	9	9		9	9
	2. 他会計出資金							
	3. 他会計負担金	50	100	105	86	84	83	87
	4. 他会計借入金							
	5. 他会計補助金							
	6. 国(県)補助金		3	3	3		3	3
	7. その他							
	収入計 (a)	50	112	117	98	84	95	99
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)							
	前年度許可債で当年度借入分 (c)							
純計(a)-{(b)+(c)} (A)	50	112	117	98	84	95	99	
支 出	1. 建設改良費		12	12	12		12	12
	2. 企業債償還金	99	200	209	173	167	166	174
	3. 他会計長期借入金返還金	1	1	1	1	1	1	1
	4. その他							
	支出計 (B)	100	213	222	186	168	179	187
差引不足額 (B)-(A) (C)		△ 50	△ 101	△ 105	△ 88	△ 84	△ 84	△ 88
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	△ 50	△ 101	△ 105	△ 88	△ 84	△ 84	△ 88
	2. 利益剰余金処分額							
	3. 繰越工事資金							
	4. その他							
計 (D)		△ 50	△ 101	△ 105	△ 88	△ 84	△ 84	△ 88
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)								
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収 益 的 収 支	(206,880)	(206,257)	(205,094)	(20,363)	(202,636)	(201,426)	(200,187)
	206,880	206,257	205,094	203,863	202,636	201,426	200,187
資 本 的 収 支	(49,691)	(99,773)	(104,727)	(86,326)	(83,521)	(83,148)	(87,046)
	49,691	99,773	104,727	86,326	83,521	83,148	87,046
合 計	(256,571)	(306,030)	(309,821)	(106,689)	(286,157)	(284,574)	(287,233)
	256,571	306,030	309,821	290,189	286,157	284,574	287,233

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。